

堺市民活動サポートセンターご利用のみなさまへ

堺市民活動サポートセンター

緊急事態宣言期間中における堺市民活動サポートセンター開所時間変更について

政府より発令された新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく「緊急事態宣言」が大阪府域も対象となったことを受け、20時以降の不要不急の外出自粛徹底が求められています。

つきましては、堺市民活動サポートセンターにおきましても、下記のとおり開所時間を短縮する対応を行いますので、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

期 間

令和3年1月14日（木）から令和3年2月7日（日）まで

対応内容

○開所時間の短縮

- ・期間中の開所時間を以下のとおり変更いたします。

期間中) 9:00～**20:00**[通常21:00まで]

対象箇所) 堺市民活動サポートセンター内の各施設及びスペース

(貸事務所・ロッカー・メールボックス・ワークステーション・交流スペース)

○その他

【新規申し込み】

- ・ミーティンググループ・ワークステーションを対象に**期間中の夜間区分**（18時～21時）の**新規お申込の受付を中止**いたします。

【既にお申込み済みの期間中のご利用】

区 分	内 容
午 前	ご利用いただけますが、その際は「新しい生活様式に基づく堺市総合福祉会館利用ガイドライン」を遵守するなど、感染防止対策をお取りいただきますようお願いいたします。
午 後	
夜 間	ご利用の自粛 （キャンセル・延期）をお願いいたします。 ※やむを得ずご利用になる場合は 原則 20時までのご利用 となります。

上記の日程および期間についてはさらに変更・延期となる可能性がございます

状況については適時堺市社会福祉協議会ホームページ等においてお知らせいたしますので、ご確認下さい。

—お問合せ先—

○堺市民活動サポートセンター

○電話：072-232-8686